

入札に参加する建設会社の皆さんへ

東京都では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行（平成13年4月1日）を踏まえて、入札、契約並びに工事現場の施工体制の適正化対策を一層強化しています。

公共工事の品質確保はもちろんのこと、技術と経営に優れた企業が能力を発揮できる透明で競争性の高い市場環境の整備を目的として、入札・契約に関わる情報を公表するとともに、現場施工体制の適正化のための点検を強化し、不良・不適格業者の排除等を進めています。

建設業界の皆さんには、東京都の工事の入札に参加するにあたり、このパンフレットをよくご覧いただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

現場施工体制の適正化について (建設業法における技術者制度)

- 1 公共工事においては、一括下請け（丸投げ）は全面的に禁止されています。事業協同組合等においても、組合員への一括下請けは出来ませんので注意願います。
- 2 主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は裏面の表により配置が必要です。また、監理技術者等は工事現場に常駐して、専任でその職務に従事するもので、工事希望申し込み前から請負者と直接かつ恒常的な雇用関係にあるものに限ります。なお、事業協同組合においても「監理技術者等」は組合と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要となります。
- 3 建設工事の適正な施行を確保するために、請負者は営業所ごとの技術者の設置のほか、請け負った工事現場における技術者の設置が義務付けられていますので、適正な選定をお願いいたします。
- 4 工事希望申し込み時の「工事希望票兼監理技術者等調書」に記載した配置予定技術者の変更は、やむを得ない理由であり、適正な工事施行に支障がないと認められる場合以外認められませんので、技術者の選定にあたっては十分注意願います。
- 5 共同企業体においては、全ての構成員が工事に相応しい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければなりません。
- 6 工事契約締結後に配置予定技術者の資格、常駐状況等の再確認を行い、技術者が適切に配置されていないこと等が判明した場合は、建設業法所管課に通知します。通知内容が事実と認定された場合、営業停止等の措置を講じることになります。この場合、「東京都競争入札参加有資格者指名停止措置要綱」の規定により、併せて指名停止等の措置を行います。

建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） 土木工事業 鋼構造物工事業 建築工事業 舗装工事業 管工事業 電気工事業 造園工事業			その他 （左以外の21業種）		
建設業の許可制度	許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
		営業所に必要な技術者の資格要件	一級 国家資格者 国土交通大臣 特別認定者		一級 国家資格者 二級 国家資格者 実務経験者	一級 国家資格者 実務経験者	
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	注1) 3,000万円以上	注1) 3,000万円未満	注1) 3,000万円以上は契約できない	3,000万円以上	3,000万円未満	3,000万円以上は契約できない
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級 国家資格者 国土交通大臣 特別認定者	一級 国家資格者 二級 国家資格者 実務経験者		一級 国家資格者 実務経験者	一級 国家資格者 二級 国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	注2) 請負金額 2,500万円以上					
資格者証の要否	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要なし		発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要なし		

注1) 建築一式工事の場合は 4,500万円以上

注2) 建築一式工事の場合は 5,000万円以上

【本紙に関する問い合わせ先】

東京都 財務局 経理部 総務課 契約調整担当 TEL 03-5388-2607